

さんまに関する北太平洋さんま漁業の資源管理協定

協定締結日 令和5年3月20日

協定認定日 令和5年4月28日

(目的)

第1条 本協定は、さんまの管理に関して北太平洋さんま漁業の総量管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲可能量の総量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、さんまに関して自主的な資源管理の目標と定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もってさんまの保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 さんま 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第2－4に定めるさんまをいう。
- 二 北太平洋さんま漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第14号に掲げる北太平洋さんま漁業をいう。
- 三 操業 さんまの採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、さんまとする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、北太平洋さんま漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2－4に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に配分された大臣管理漁獲可能量に対し、参加者によるさんまの漁獲量の合計が、大臣管理漁獲可能量の80%に達した時点以降、操業を行う漁船は全参加者の代理権を有する者に操業日の翌日まで当該操業日の漁獲量を報告する。全参加者の代理権を有する者は、当該報告を集計し、参加者によるさんまの漁獲量の合計が大臣管理漁獲可能量の90%に達した時点で、参加者に操業の取り止めを通知し、参加者は当該通知を受けた日から管理期間の終了日まで操業を行わないものとする。

- 二 産卵期における 1 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、操業を行わないものとする。
- 三 小型魚保護のため、東経 170 度以東において 6 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、操業を行わないものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、漁獲量の総量による管理期間の終了後に、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第 1 項の履行確認においては、前条第一号の取組については仕切り伝表等に基づく漁業法(昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)第 30 条の漁獲量の報告を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 7 条 全ての参加者は、法第 30 条第 1 項、第 52 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 8 条 第 5 条の具体的な取組のさんまの保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、さんまの資源評価が行われた結果、資源管理基本方針においてさんま又は北太平洋さんま漁業に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。
- 3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 9 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることが

できないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 全参加者の代理権を有する者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、全参加者の代理権を有する者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、全参加者の代理権を有する者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、全参加者の代理権を有する者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、全参加者の代理権を有する者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和5年5月1日から令和10年4月30日まで）とする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 農林水産大臣に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

（全ての参加者の代理権を有する者の機能及び経費の負担）

第13条 全ての参加者の代理権を有する者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 全ての参加者の代理権を有する者は、本協定の手続を経た事項について、全ての参加者の代理権を有する者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 全ての参加者の代理権を有する者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
 - 4 本協定にかかる事務手続き及び報告については、全国さんま棒受網漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）

第 14 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

（本協定の参加者）

別添参加者名簿のとおり。

（以上）